

公 売 公 告（ 立 木 ）

令和 7 年 9 月 1 日

分任契約担当官

安芸森林管理署長 石原 敬史

下記により、一般競争入札による立木の販売を行いますので、買受希望者は現地を熟覧し、販売物件明細書、入札者注意書、売買契約書案、国有林野の産物売払規程及び国有林野事業林産物売買契約約款等を十分了知の上、入札してください。

記

1. 競争に付する事項 売払物件一覧

売払番号	物 件 所 在 地	物件の種類及び数量等	搬出期間	備 考
第 1 号物件	高知県安芸郡北川村大字竹屋敷 榎ノ木山国有林 1151林班 い2小班	別紙「販売物件明細書」のとおり	3 6 ヶ月	
第 2 号物件	高知県安芸郡東洋町大字生見 椎尾山国有林1179林班 は小班（1伐区）	別紙「販売物件明細書」のとおり	3 6 ヶ月	
第 3 号物件	高知県安芸郡東洋町大字生見 椎尾山国有林1179林班 は小班（2伐区）	別紙「販売物件明細書」のとおり	3 6 ヶ月	

注 1 物件の搬出期間の起算日は、引渡しが完了した日とする。

2. 入札物件の現地案内 「販売物件明細書」に記載のとおり。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7年度～令和11年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けた者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止を受けている期間中でないこと。

4. 契約条項等の交付場所、交付期間及び交付方法

(1) 交付場所

安芸森林管理署 閲覧室

（担当：安芸森林管理署 主任森林整備官（森林ふれあい） TEL：0887-34-3145）

(2) 交付期間

公告の日から令和7年9月29日（月）（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 交付方法

上記4.（1）の場所にて交付する。

また、四国森林管理局ホームページからダウンロードすることもできる。

入札公告情報、国有林野の産物売払規程、国有林野事業林産物売買契約約款

【 URL：<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>】

5. 入札日時、場所及び方法

(1) 入札日時

入札日時 令和7年9月30日（火）午前10時00分

開 札 入札後即時開札

(2) 入札場所

安芸森林管理署 会議室

(3) 入札方法

ア 令和7年9月30日（火）午前10時00分までに上記5.（2）の場所に入札書、林産物の売払いに係る有資格を証する書面等を持参し、午前10時00分までに入札すること。

イ 郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和7年9月29日（月）午後5時00分までに上記4.（1）の担当あて到着するように、書留郵便（封筒には朱字で「立木販売入札書在中」と明記すること）で提出すること。ただし再度の入札を実施する場合は、引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。

ウ 入札書には売払番号を明瞭に記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 保証金

(1) 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

(2) 契約保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を履行しなかったため契約を解除したときは、落札金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

7. 落札者の決定

契約担当官等が定める予定価格以上の最高入札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

8. 契約書の作成

契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印したときに成立する。

9. 代金の延納

(1) 代金の延納

1件の契約金額が150万円以上となるときは、代金の延納を認める。

(2) 延納の担保

1. 国債、2. 地方債、3. 金融債(長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券)、4. 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会(以下、「金融機関」と総称する)の支払保証に係る手形、5. 金融機関に対する定期預金債権とする。

(3) 延納の期限

1件の契約数量が1千^m未満は6ヶ月以内、1千^m以上は10ヶ月以内とする。

10. 代金の納付期限及び延納担保の提供期限

契約締結の日から起算して20日以内とする。ただし、日曜日、国民の祝日・その他一般の休日及び土曜日が当該日となる場合はその前日とする。

なお、分収林契約者の分収分に相当する金額については、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入すること。

11. 物件の引渡期限

契約書に定める現金納付分の納付があった日又は代金延納の担保の提供があった日から15日以内とする。

12. その他

(1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 本公告に記載の無い事項については、入札者注意書等による。

○ 適格請求書(インボイス)の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額(税率10%)とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

【お知らせ】

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

【 URL:http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html】

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。